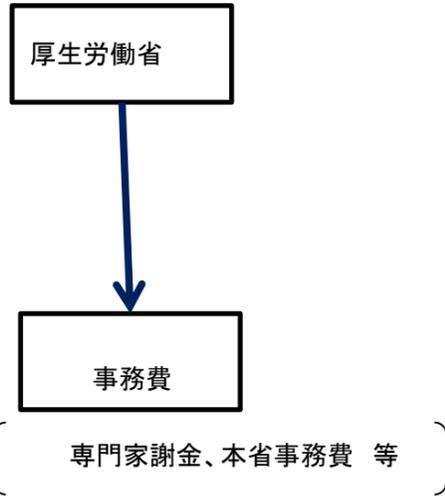


平成24年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	有害性試験結果評価等のための専門家会議の設置		担当部局庁	厚生労働省 労働基準局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	昭和54年		担当課室	安全衛生部 化学物質対策課		半田 有通		
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定		施策名	Ⅱ-2-2 労働者が安全で、健康に働ける職場を確保する。				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 労働安全衛生法第57条の5		関係する計画、通知等	-				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	新規に届出がなされた化学物質について、評価を行うことで、健康障害防止に資する。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	新規化学物質の届出の際に事業者から提出される有害性調査試験結果について、専門家による評価を行い、必要に応じて健康障害防止に係る指針(通達)を発出する。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	21年度	22年度	23年度	24年度要求	25年度要求		
		当初予算	1.1	1.1	1.0	0.8	0.78	
		補正予算						
		繰越し等						
	計	1.1	1.1	1.0	0.8	0.78		
	執行額	1.0	0.9	0.8				
執行率(%)	91	82.4	80					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)	
	・新規化学物質として届出があったもののうち、強い変異原性を有するものについて健康障害防止のための指針(通達)を少なくとも毎年1回は発出する。		成果実績 <small>指針の発出の有無</small>	8月、11月、2月に指針を発出	6月、11月に指針を発出	11月に指針を発出	必要に応じて指針を発出する	
			達成度	%	100	100	100	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込	
	届出があった新規化学物質について、専門家による有害性の評価を実施する。		活動実績 <small>有害性の評価の実施率</small>		100	100	100	100
			(当初見込み)	%	100	100	100	
単位当たりコスト	-		算出根拠	本事項は行政経費である。新規化学物質には、各々物理的、化学的性質及び有害性が異なるため、一律の単位コストは困難				
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	諸謝金	0.4	0.37	謝金単価等の見直し				
	委員等旅費	0.2	0.19					
	庁費	0.2	0.22					
計	0.8	0.78						

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	新規化学物質は毎年1200種類の届出があり、今後も増加する傾向にあるので、本事業のニーズは高いと言え
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	新規化学物質は、労働安全衛生法57条の3第1項に基づき厚生労働大臣に届出が義務づけられている。また必要に応じて健康障害防止に係る指針(通達)を発出することは、同条第4項に基づいているものである。
	-	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、用途・費目	-	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	-	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	-	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	-	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	専門家の謝金等に使用されている。
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	専門家による評価を行っており、実効性が高いものである
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	新規化学物質の届出があったもののうち、専門家による評価を得た後、健康障害防止のための指針を発出しており、適切な目標をたて、着実に成果は向上している。
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	活動実績は達成している、
	-	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	安衛法は労働者健康障害防止、化審法は国民一般、生態系への影響防止を目的としており、適切な役割分担となっている。
		※類似事業名とその所管部局・府省名	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(化審法)に基づく新規化学物質製造・輸入届出制度(厚生労働省医薬食品局、経済産業省、環境省)
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	新規化学物質は毎年公表しており、広く国民に周知している。健康障害防止に係る指針(通達)は必要に応じて発出しており、労働者の健康障害防止に取り組んでいる。
点検結果	いずれの目標も達成しており、化学物質の有害性の有無等を明らかにしてきており、事業を継続すべきと考える。		
予算監視・効率化チームの所見			
一部改善	有害性試験結果評価等のための専門家会議の設置の経費については、執行状況を踏まえ、予算要求に反映させること。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
縮減	謝金単価の見直しを行い、予算の縮減を図った。		
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	-	平成23年行政事業レビュー	-

※平成23年度実績を記入



資金の流れ  
（資金の受け  
取り先が何を  
行っているか  
について補足  
する）（単  
位：百万円）



支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1		事務費	0.8		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					